



資料 4-2

30文科高第201号

中央教育審議会

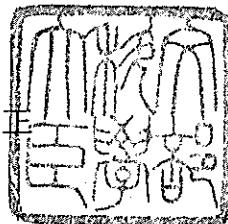
次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の改正について

平成30年6月8日

文部科学大臣

林 芳



(理由)

大学における工学系教育に関しては、明治以来の学科・専攻の編成に基づき1つの専攻分野の教育研究を深める傾向が強く、教育研究を一体として専攻分野の縦割りに陥りやすいという指摘がある。

次代の我が国を担う新たな価値を創出するための企画立案やそれを実現する能力を持つ技術者を量的に拡大していくことが重要であり、社会や時代のニーズに対応しつつ、受動的な教育から能動的に学習できる教育環境への変革が不可欠である。

そのため、複数の工学の専攻分野を横断した教育課程の実施に向け、工学部等における柔軟な教育体制の実現を可能とする必要がある。

また、学部と大学院の連続性に配慮した教育課程を編成する際に、工学以外の専攻分野の内容や、企業等と連携した実践的な内容を盛り込むためは、他分野の教員や実務の経験等を有する教員の配置を容易にする必要がある。

このような観点から、文部科学省において、別紙のとおり大学設置基準及び大学院設置基準を改正するため、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学設置基準等改正要綱（案）

大学設置基準改正要綱

第一 工学系の学科の縦割りの見直しに関する改正

工学部に「課程」を設けた場合の教員基準を、学部単位で定めること、その他所要の規定を整備すること。

第二 工学分野における学部と大学院の連続性に配慮した教育課程に関する改正

学部と大学院の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該学部において工学以外の専攻分野に係る授業科目や企業等との連携による授業科目の開設に努めるものとするほか、この場合における他の専攻分野の学部の専任教員や実務の経験等を有する教員の配置その他所要の規定を整備すること。

第三 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとすること。

大学院設置基準等改正要綱

第一 工学系の専攻の縦割りの見直しに関する改正

工学系の大学院に「研究科以外の基本組織」を設けた場合の教員基準を、「研究科以外の基本組織」単位で定めること、その他所要の規定を整備すること。

第二 工学分野における学部と大学院の連続性に配慮した教育課程に関する改正

学部と大学院の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該大学院の研究科において工学以外の専攻分野に係る授業科目や企業等との連携による授業科目の開設に努めるものとするほか、この場合における他の専攻分野の研究科の専任教員や実務の経験等を有する教員の配置その他所要の規定を整備すること。

第三 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとすること。

大学設置基準・大学院設置基準等の一部改正【概要】

改正の趣旨

- 現行の設置基準上、大学・大学院において、教育組織と研究組織を分離し、教育ニーズへの適切な対応を重視した組織編成を可能とするため。
 - ・学部段階にあっては「学科」に代えて「課程」を設けること、
 - ・大学院段階にあっては「研究科」に代えて「研究科以外の基本組織」を設けることが可能となっている。
- ただし、教員や収容定員を学科・専攻等の単位で管理していたため、学科・専攻等での縦割り原因となっているとの指摘があった。
- 工学系の教育研究を行う大学が、社会の要請・産業分野の変化に迅速に対応できるよう、これらの現行制度を活用して教育を展開しやすくするために、所要の設置基準等の改正を行う。

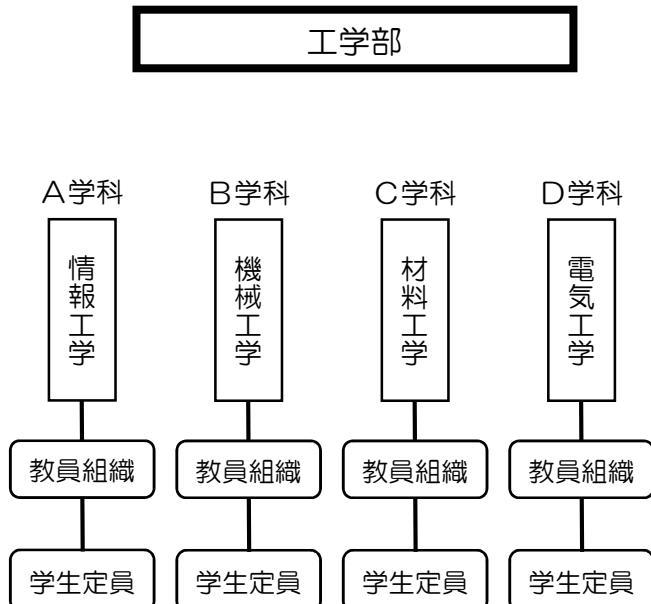
1. 学科・専攻の縦割りの見直し

改正の内容

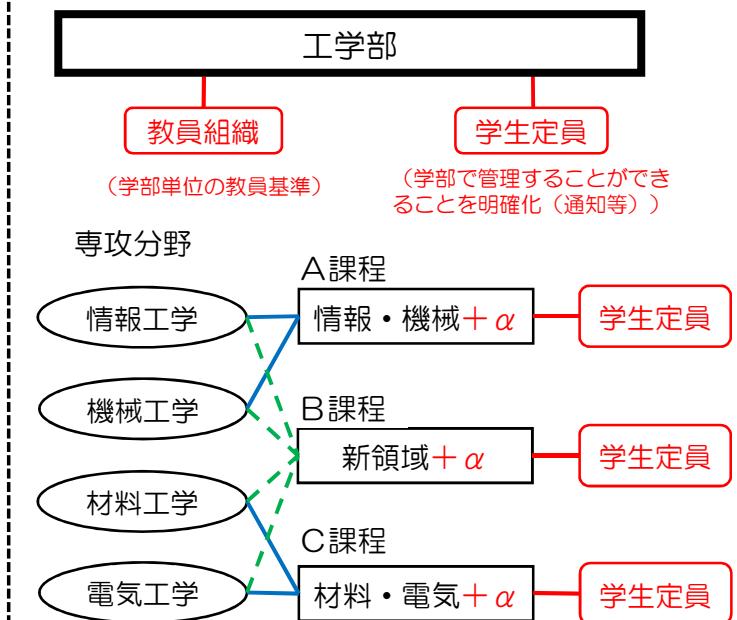
- ①工学部に「課程」、工学系の大学院に「研究科以外の基本組織」を設けた場合の教員基準を、学科・専攻等の単位ではなく、学部・研究科以外の基本組織単位で定める。
⇒学部等全体で教員編成を行い、社会の要請・産業分野の変化に応じて、複数の専攻分野を組み合わせた教育課程の機動的な展開を促進する。
- ②学生の収容定員については、「課程」・「専攻に相当する組織」ごとに管理するのではなく、課程等を単位としつつ、学部・「研究科以外の基本組織」全体で収容定員を管理することができることを明確化する。（課程・「専攻に相当する組織」単位の収容定員を毎年度設定しつつ、幅を持たせて管理することも可能であることを示す。）
(通知等により措置)
⇒学部等で収容定員の管理を行い、産業技術の変化に伴う人材ニーズに応じた、課程等に係る収容定員の柔軟な変更を促進する。

【現行の「学科に代わる課程」を前提とした改正のイメージ】

学科（教育研究）



課程（教育）



2. 工学分野における学部と大学院の連続性に配慮した教育を行う場合の教員

改正の内容

①他の専攻分野の学部・研究科の専任教員

工学部等において学部と大学院の連続性に配慮した教育課程を編成する場合には、工学以外の専攻分野の授業科目を開設するよう努めるものとする。この場合においては、工学部等に置くものとされている教員（設置基準が定める必要専任教員数）に加え、当該授業科目を担当する教員を置くものとする。

また、この場合に加えて置く当該授業科目を担当する教員については、学内の工学以外の学部・研究科の専任教員をもって充てることとする。

⇒工学以外の専攻分野（経営学、社会学等）の内容を組み合わせた教育課程の実施を促進する。

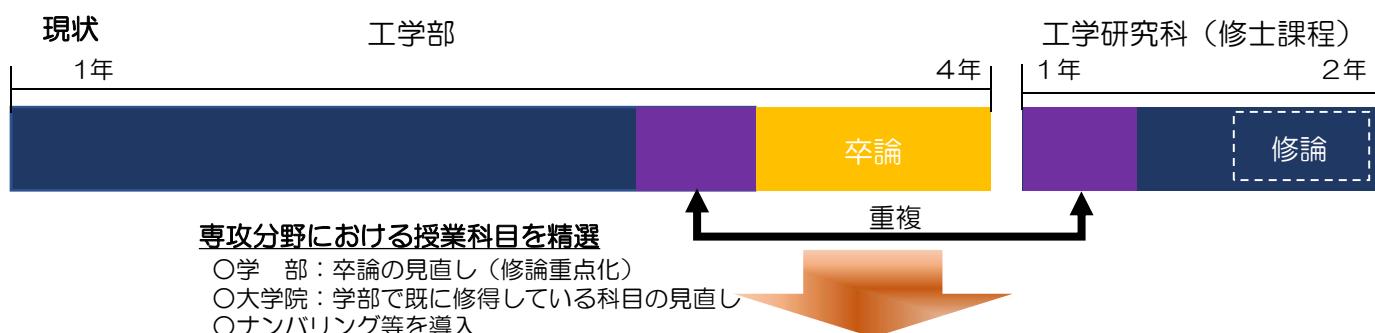
②実務家教員（専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験、かつ、高度の実務の能力を有する者）

工学部等において学部と大学院の連続性に配慮した教育課程を編成する場合には、企業との連携による授業科目を開設するよう努めるものとする。この場合においては、工学部等に置くものとされている教員に加え、企業からの実務家教員を専任教員として置くものとする。

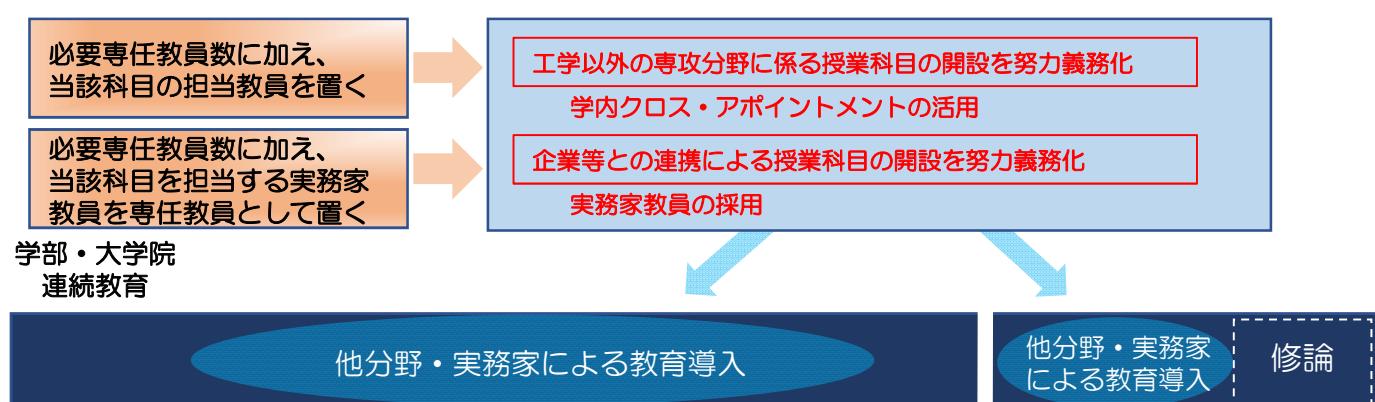
また、この場合に、加えて置く実務家教員については、専任の教員以外の者であっても、学部にあっては1年に6単位以上、大学院にあっては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の組織の運営について責任を担う者（みなし専任教員）で足りることとする。

⇒企業等と連携したPBLなど、実践的な内容を盛り込んだ教育課程の実施を促進する。

【学部・大学院の連続教育を実施する場合の教育課程のイメージ】



工学の中での2分野以上の専攻分野や工学以外の専攻分野の修得、企業等と連携した実践的な内容を盛り込んだ教育課程を編成し、主専攻・副専攻（メジャー・マイナー）、ダブルメジャーを実現。



学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。